

京都市伝統産業技術後継者育成制度育成資金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、京都市補助金等の交付等に関する条例（以下「条例」という。）及び京都市補助金等の交付等に関する条例施行規則に定めるもののほか、伝統産業を後継する技術者の養成を図り、伝統産業の振興及び発展に資することを目的に、本市の伝統産業に従事している者に対する育成資金の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(交付の対象)

第2条 育成資金は、本市伝統産業（京都市伝統産業活性化推進条例第2条第1号に規定）の制作に従事し、かつ、次の各号に掲げる要件のすべてに該当する者で、市長が適当と認めるものに対し、予算の範囲内において交付する。ただし、市長が特に必要があると認める場合は、この限りでない。

- (1) 当該職種又は業種における従事期間が2年以上10年以下であること。
- (2) 年齢が44歳以下であること。
- (3) 基本給が月額18万円以下であること。
- (4) 勤務先の従業員数が20人以下であること。

2 育成資金の交付を受けようとする者（以下「交付対象者」という。）は、現在本市の区域内の事業所に勤務する者で、原則として本市の区域内において、将来伝統産業に従事する意思のある者でなければならない。

3 交付対象者は、自分の親以外の者によって雇用されている従業者とする。ただし、交付対象者が雇用主の子であっても、市長が適当と認めるものについては、この限りではない。

4 京都市伝統産業技術後継者育成制度（旧:京都市伝統産業技術後継者育英制度）及び一般財団法人伝統的工芸品産業振興協会等による育成制度と類似の制度により育成資金その他類似の資金を受給している者又は過去に受給したことがある者は、原則として交付対象者となることができない。

5 交付要件を判断する基準日は、申請書を提出する日の属する年の4月1日とする。

(育成資金の使途)

第3条 育成資金は、製造実習のための道具・材料等の購入費、参考図書の購入費等、展示会に出品するための経費、その他技術習得のための自己研鑽、研修等に必要な経費その他に充当するものとする。

(交付の申請)

第4条 条例第9条に規定する申請書は、京都市伝統産業技術後継者育成制度申請書(第1号様式)によって、次の各号に規定する書類を添えて、市長が別に定める日までに提出しなければならない。ただし、同一の者が2度目の申請を行う際は、育成資金交付申請書(第2号様式)によって申請しなければならない。

- (1) 雇用主が作成した推薦書(第3号様式)
- (2) 雇用主が伝統産業の関係団体に所属しているときは、当該団体が作成した推薦書(第4号様式)

(標準処理期間)

第5条 市長は、条例第9条の規定による申請が到達してから60日以内に条例第10条各項の決定をするものとする。ただし、申請多数により条例第10条各項の決定に支障をきたすと判断されたときは、この限りではない。

(交付の決定)

第6条 市長は、前条の申請があったときは、育成制度の運営方法の策定、育成資金交付者の審査その他育成制度に関し、市長が必要と認める事項について協議する京都市伝統産業活性化推進審議会審査選考部会の意見を聞いて、受給者及び交付額を決定する。

(育成資金の交付)

第7条 育成資金の支給額は、1会計年度につき200,000円を限度とし、1人当たり2会計年度を限度とする。

- 2 2年度目の育成資金の支給に当たっては、第4条に掲げる申請書類を審査のうえ、前年度の育成資金を適正に使用したと認められる受給者に対して支給する。

(変更等の承認の申請)

第8条 条例第11条第1項第1号及び第2号による補助事業等の内容又は経費の配分の変更、中止又は廃止に係る市長の承認の申請は、京都市伝統産業技術後継者育成制度変更・中止・廃止承認申請書(第5号様式)によって行うものとする。

- 2 条例第11条第1項第1号に規定するあらかじめ市長の承認を受ける必要がない軽微な変更は、次のいずれにも該当する場合とする。

- (1) 補助目的に変更がなく、より効率的な補助目的の達成に役立つと考えられるもの

- (2) 経費配分の変更で、流用額が総事業費の5分の1以内、かつ補助金額の減額割合が当初交付決定額の5分の1以内であるもの
(育成資金の交付取消等)

第9条 育成資金受給者が次の各号に該当する場合は、市長は育成資金の交付決定の全部又は一部を取消、又は変更することができる。

- (1) 本要綱に違反したとき
(2) 申請書、その他関係書類に虚偽の記載をし、又は不正な行為があったとき
(3) 育成資金受給者が暴力団員等及び暴力団密接関係者であることが判明したとき

2 前項の規定により取消又は変更したときは、市長は速やかに資金受給者に通知するものとする。

(育成資金の返還)

第10条 前条の規定により育成資金の交付の取消等を行った場合において、すでに育成資金が交付されているときは、市長は期限を定めてその返還を命じるものとする。

(実績報告)

第11条 条例第18条第1項に規定する市長等が定める書類は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 育成資金使途報告書(第6号様式)
(2) 育成資金収支報告書(第7号様式)
(3) 領収書等育成資金を使用したことを証する書類
(4) 実施状況を確認できるもの(状況写真、報告資料等)

2 前項の書類の提出期限は、育成資金の交付を受けた年度の末日までとする。

(補則)

第12条 この要綱において別に定めるとされている事項及びこの要綱の施行に関し必要な事項は、産業観光局長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成15年6月1日から施行する。

(関係要綱の廃止)

- 2 京都市伝統産業技術後継者育英制度実施要綱は、廃止する。ただし、同要綱の廃止前に同要綱第4条第1項の規定により決定した者に対する育英資金の支給については、同要綱の規定は、同要綱の廃止後も、なおその効力を有する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成19年1月23日から適用する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 この要綱による改正後の京都市伝統産業技術後継者育成制度育成資金交付要綱（以下「改正後の要綱」という。）の規定による補助金の交付の決定に必要な準備行為は、この要綱の施行前においても行うことができる。この場合において、改正後の要綱の施行前に到達した申請については、改正後の要綱の規定による申請とみなす。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年3月25日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。